

平成二十八年四月二十一日提出
質問第二五二号

シベリア等強制抑留者の実態調査及び遺骨収集に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

シベリア等強制抑留者の実態調査及び遺骨収集に関する質問主意書

本年はシベリア等強制抑留者引き揚げ六十年を迎えるとともに「日ソ捕虜・收容所協定」の締結二十五年となる。

しかし、シベリア等強制抑留の全容解明や遺骨収集はいまだに道半ばである。そこでお尋ねする。

いわゆるシベリア等強制抑留者の定義には、興南、大連、元山、樺太等の地域で死亡した方も含まれているのか。また、收容所への移送前に亡くなった方は含まれるのか。また、收容所への移送前に亡くなった方は何人程度いたと推定されるのか。

二〇一〇年に施行された「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」（シベリア特措法）の第十三条には強制抑留の実態調査が規定されているが、その進捗状況と実態調査が進まない理由をすべてお示し願いたい。

シベリア等強制抑留者は、いつ、どこで、どのような労働を強いられたのか、お示し願いたい。鉄道建設、森林伐採、炭鉱、建設現場、その他の現場でそれぞれ、何人程度の日本人が従事させられたのか。また、それぞれの現場で何人が犠牲になったのか、お示し願いたい。

実態が不明であるとすれば、実態把握をすべきと考えるが、いかがか。

また、これらの労働が戦後のソ連の国家建設にどのように役に立ったのか。内閣の認識をお示し願いたい。

収集が未だなされていない遺骨は何柱あると推定されているのか。遺骨収集は計画通りに進展しているのか。お示し願いたい。

また、なぜ、強制抑留がなされたのか、その理由を内閣はどのように捉えているのか、お示し願いたい。

早期に「日ソ捕虜・収容所協定」を深掘りした新協定を締結して、実態解明や遺骨収集を加速させるべきと考えるが、内閣の認識を問う。

シベリア等強制抑留者の持ち主不明の遺品はどのように保管されているか。リストを公表するとともに、できる限り展示をするべきと考えるがいかがか。

また、義務教育の現場で、シベリア等強制抑留者の体験を聞く授業や、強制抑留問題をより詳細に取り上げる措置を講じ、シベリア等強制抑留の体験と歴史を風化させない努力をするべきと考えるが、いかがか。

右質問する。